

## 兵庫県立農林水産技術総合センター受託研究業務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 地方機関処務規程(昭和43年5月1日訓令甲第8号)第3条の規程に基づき、県立農林水産技術総合センター所長(以下「農林水産技術総合センター所長」という。)に委任された依頼研究(以下「受託研究」という。)については、この要綱の定めるところによるものとする。

### (受託研究の範囲)

第2条 独立行政法人、公設研究機関、大学、企業等が自力で解決しえない試験、研究、試作であって、受託研究の成果が県内農林水産業の振興等に寄与すると認められるもののうち、使用料及び手数料徴収条例(昭和35年4月1日条例第25号)によらないものをいう。

### (受託研究の申込み)

第3条 県立農林水産技術総合センター(以下「農林水産技術総合センター」という。)に研究を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、研究委託申込書(様式第1号)を農林水産技術総合センター所長に提出しなければならない。

### (受託研究契約等の締結)

第4条 農林水産技術総合センター所長は、前条の申込みに係る受託研究に関する契約(以下「受託研究契約」という。)を締結しようとするときは、研究の課題名、研究の目的、内容、研究に要する費用(以下「受託研究費」という。)の額、研究に要する時間、期間その他研究の受託に関し必要な事項に対して受託研究契約書(様式第2号(参考様式))(以下「契約書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託研究費の額が50万円以下の契約については、予め研究の内容及び受託研究費の算定が明確で発明が生じる可能性がないことを予見できる場合、農林水産技術総合センター所長は、委託者と協議のうえ、精算を要する契約形態を採らない請負方式で受託研究を契約することができる。

3 前項に該当する場合、農林水産技術総合センター所長は、委託者と協議のうえ、契約書を省略することができる。その場合、農林水産技術総合センター所長は、「受託研究請負書」(様式第3号)(以下「請負書」という。)を発行する。なお、当該請負書の発行をもって、受託研究契約が成立したものとみなす。

### (受託研究費の額)

第5条 委託者は、受託研究契約締結後、又は請負書の発行後遅滞なく、契約書又は請負書に定める受託研究費を、県の所定の納入通知書により、納入しなければならない。

2 前項の規定は、受託研究の変更その他の理由により、受託研究費が契約書で定めた概算額より増加した場合において当該増加額について準用する。

3 農林水産技術総合センター所長は、受託研究の変更その他の理由により受託研究費が契約書で定めた額より減少した場合は、遅滞なく当該減少額を委託者に返還しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、請負方式による契約の場合、受託研究費の額は変更することはできない。

5 第3項の規定にかかわらず、請負方式による契約の場合、納付された受託研究費は、農林水産技術総合センターの都合により研究を中止した場合を除き、返還しない。

6 第1項の受託研究費は、当該研究の実施に要する研究費、研究運営費、機械装置の使用に係る費用及び人件費とし、別記1に定める基準により定めるものとする。

### (研究の中止)

第6条 農林水産技術総合センター所長は、天災その他やむを得ない事由により、受託研究の継続が困難となったときは、当該研究を中止することができる。

### (研究結果の報告)

第7条 農林水産技術総合センター所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく研究結果を受託研究報告書(様式第4号)により委託者に通知しなければならない。

(受託研究費の精算)

第8条 農林水産技術総合センター所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく第5条第1項の規定により納付を受けた受託研究費の精算をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、請負方式の契約の場合は、受託研究費の精算を要しない。

(研究結果の公表)

第9条 農林水産技術総合センター所長は、委託者の業務に支障がないと認める範囲内において、委託者の同意を得て受託研究の結果を公表することができる。

(研究補助者の派遣)

第10条 農林水産技術総合センター所長は、委託者が自らの費用負担において派遣する研究補助者を受け入れることができる。その際、委託者は農林水産技術総合センター所長に研究補助者の「誓約書」(様式第5号)を研究開始日までに提出するものとする。

(例外)

第11条 この要綱によりがたい場合、農林水産技術総合センター所長は、その契約等について別途決定することができる。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成22年7月5日から実施する。